

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
006050	マークインターナショナル株式会社 (チームヴィジョン25)	PINEWOOD OKINAWA MOVIE STUDIOS(POMS) 雇用促進・観光・貿易振興を目的とした世界レベルでのコンテンツ産業創造プロジェクト	道路交通法第77条	国家戦略特区に指定された場合は手続きを簡素化できるようにする	映画のロケーションに対する道路使用許可の可否を判断するに当たっては、道路交通法第77条第2項に基づき、当該行為による交通への影響の度合い、当該行為の公益性の程度、地域住民、道路利用者等の合意形成の状況等を総合的に勘案した上で、個別具体的に判断することとしており、事前相談への適切な対応、合意形成の円滑化への協力、道路占用許可との一括受付制度の運用等、既に道路使用許可に係る申請手続の簡素化及び弾力化を図っている。	-	-	-
011070	宮城県	みやぎ農業活力創生特区	道路交通法第70条 道路交通に関する条約(ウィーン,1968)第8条	自動走行や隊列走行に係る研究開発を促進するため、公道での無人トラックによる実証走行が行えるよう、規制の緩和を行う。	道路交通法第70条について、我が国が批准する道路交通に関する条約(昭和39年条約第17号。いわゆるジュネーブ条約)は、運転者の存在と車両の適正な操縦・運転に係る義務について規定しており、国内法においてこれと異なる規定を置くことは困難である。 また、道路交通法は、技術面における一定の安全性を認められた車両等を前提として、その通行方法を定めるものであるところ、運転者が操縦しない場合の技術的な基準も同時に検討することなくして、運転者の操縦に関する義務を緩和することは困難である。 なお、運転者が乗車し、緊急時の危険回避を行うことができる態様であれば、道路交通法上、自動走行システムの実験を禁止する規定はなく、公道実証実験は可能である。	-	-	-
015010	香川県	瀬戸内海を活用した「アート県かがわ」の交流人口拡大戦略特区構想	道路運送法第78条、第79条、第79条の4 道路運送法施行規則第48条、第49条、第51条 道路交通法第86条第1項	自家用有償旅客運送の一種として、第2種免許を保有しない一般旅客自動車運送業者以外の者(観光施設・民宿・観光ボランティア等)による観光客への観光施設送迎の緩和を行うことにより、観光施設や民宿等による自家用車での有償運送を可能とする。	自家用有償旅客運送は、バスやタクシーのみによっては十分な輸送サービスを提供することが困難である場合において、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要であることについて、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民等の関係者が、自家用有償旅客運送により輸送を行う必要性があることについて合意が得られた場合に限り実施できるものである。 平成27年4月より、運送の実施主体の弾力化および運送する旅客の範囲の拡大について制度の見直しを行ったところであり、非営利性を前提に一定の組織性を有することや代表者が欠格事由に該当しないこと等を条件に権利能力無き団体についても実施主体とすることを可能とし、また、旅客の範囲について、当該地域が一定の条件下であることを市町村長が認めた場合に限り、地域外からの来訪者等の輸送も可能とすることとしており、現行制度においても運営協議会等での合意を得られれば実施は可能である。 なお、自家用有償旅客運送においては、運転者の資格要件として、第2種運転免許の保有が義務付けられているものではなく、有効な第一種運転免許を保有し、かつ、国土交通大臣が認定する者が行う講習等を受講していれば実施可能としている。	-	-	-
015050	香川県	瀬戸内海を活用した「アート県かがわ」の交流人口拡大戦略特区構想	道路法第32条 道路交通法第77条	路上でのオープンカフェや移動販売車の営業について、道路使用・占用許可が取得しやすくなるよう弾力的な運用を図る。	道路においてオープンカフェや移動販売車による営業を行う行為に対する道路使用許可の可否を判断するに当たっては、当該行為が収益を伴うものであること又は継続的かつ反復的に行われるものであることの一事をもって直ちに否定的な判断を下すことなく、道路交通法第77条第2項に基づき、当該行為による交通への影響の度合い、当該行為の公益性の程度、地域住民、道路利用者等の合意形成の状況等を総合的に勘案した上で、個別具体的に判断することとしており、事前相談への適切な対応、合意形成の円滑化への協力、道路占用許可との一括受付制度の運用等、既に道路使用許可に係る申請手続の簡素化及び弾力化を図っている。	-	-	-
022010	個人	デジタルダーツ特区	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第8号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)第5条第4号	協会(非営利法人)において育成した公式審判員を競技会実施に際し配置を義務付けさせ、競技記録の管理を徹底させると共に、飲酒者の参加禁止、及び、会場での選手への酒類提供の禁止を原則とし、「協会」が「営業者を適正に監督し、「営業者の適正な管理」の下、本来の用途である「競技会(表彰状等授与、スポンサーからの商品提供を含む)」に限り、デジタルダーツ設備を使用した競技会が実施できるものとする。また、成績優秀者等にはその報奨が行えるものとする。	デジタルダーツについては、矢の当的位置に応じて得点が自動的にデジタル表示されるものであり、遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備に該当する場合、当該遊技設備を備える店舗等において常に遊技させる営業を風俗適正化法の規制の対象から除外した場合には、当該営業に於いて、賭博等を始め、歪の射幸心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあることから、特区として対応することはできない。	-	-	-

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
022020	個人	デジタルゲーツ特区	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第8号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)第5条第4号	協会(非営利法人)において育成した公式指導員を営業者に配置させ、講習記録の管理を徹底させると共に、飲酒者の参加禁止、及び、講習中の酒類提供禁止を原則とし、「協会」が「営業者を適正に監督し」、「営業者の適正な管理」の下、本来の用途である「競技場および練習場」に限り、面積要件に関わりなく、デジタルゲーツ設備を使用した競技場(練習場)を設置できるものとする。	デジタルゲーツについては、矢の当的位置に応じて得点が自動的にデジタル表示されるものであり、遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備に該当するところ、当該遊技設備を備える店舗等において密に遊技をさせる営業を風俗適正化法の規制の対象から除外した場合には、当該営業について、賭博等を始め、客の射幸心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあることから、特区として対応することはできない。	-	-	-
022030	個人	デジタルゲーツ特区	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第8号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)第5条第4号	協会(非営利法人)において育成した公式指導員を営業者に配置させ、講習記録の管理を徹底させると共に、飲酒者の参加禁止、及び、講習中の酒類提供禁止を原則とし、「協会」が「営業者を適正に監督し」、「営業者の適正な管理」の下、本来の用途である「講習」に限り、接待に該当しないものとして、デジタルゲーツ設備を使用した講習(有償無償を問わず)ができるものとする。	デジタルゲーツについては、矢の当的位置に応じて得点が自動的にデジタル表示されるものであり、遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備に該当するところ、当該遊技設備を備える店舗等において密に遊技をさせる営業を風俗適正化法の規制の対象から除外した場合には、当該営業について、賭博等を始め、客の射幸心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあることから、特区として対応することはできない。 なお、提案者がどのような行為について「接待」に該当しないものとするよう提案しているかが定かではないが、風俗適正化法においては、飲酒的雰囲気醸し出す方法により密をなす行為であれば「接待」に当たることとなる。	-	-	-
038160	山口県周南市、株式会社ヤマモト製造所、東ソー南陽商事、出光興産株式会社、株式会社ヤマモト、長府工業	地域資源を活用した新たなビジネス創出特区 「小さな拠点の活性化、雇用創出、新たなエネルギー活用」のための総合改革拠点	道路運送車両法第4条、第58条(車両登録・車検) 自動車損害賠償保障法第5条(自賠責保険) 道路交通法第85条(運転免許)	水素ステーション立地予定地の隣接地には、フォークリフトを使用している企業団地が存在している。当該水素ステーションにおいて、水素を充填できるよう、走行エリア、走行目的等を限定した許可や、仮シートの交付等の規制緩和により、①自動車登録をしない、②自動車検査を受ける必要がない、③自賠責保険に加入していない燃料電池フォークリフトについて、運転免許の交付を受けない状態で公道走行を可能にする。 ※安全を担保する代替措置等：フォークリフトの公道走行を行う場合には、フォークリフトの講習を受けた者、フォークリフト運転歴などを踏まえ、フォークリフトの運転に熟知した者が対応する。	公道で自動車等の運転を行うことは、道路交通の危険と障害を生じさせるおそれがあるもので一般には禁止し、運転免許試験に合格したような一定の資格を有する者に限り、そのような危険や障害を生じさせるおそれがないものと認めてこの禁止を解除して適法に運転を行わせることとしたものである。 したがって、運転免許を受けないで公道で自動車等を運転することは、道路交通の安全を確保する観点から認められない。	右提案者からの意見を踏まえ、回答されたい。	現行制度上、公道走行ができないことは認識している。 水素活用技術の普及には、国が基本方針(水素・燃料電池戦略ロードマップ)の提示等を行うだけでなく、各地域において、初期需要の創出や水素ステーション等のインフラの整備等を一体的に進めていくことが重要である。 今回の提案は、水素ステーションの隣接地で使用されているフォークリフトを燃料電池フォークリフトに切り替えることで、水素需要の創出を図るものであり、特に、走行目的(水素ステーションの隣接地)、走行目的(フォークリフトへの充填のみ)を限定して行うものである。 水素社会の実現に向けた取組であることを踏まえ、改めて、各庁間でご検討いただきたい。	御提案の走行エリアが、不特定の人や自動車が自由に通行することができる場所であるなど、道路交通法上の「道路」に該当する場合には、同エリア内において居住・就労する方のみならず、同エリア外からも多数の人や自動車が往来することから、運転免許を持たない方が自由に自動車等を運転することにより、道路交通の危険や障害を生じさせるおそれがある。 したがって、同エリアにおいて、無免許の方が自動車等を運転することは、その走行目的のいかんを問わず、道路交通の安全を確保する観点から認められない。 なお、御提案にある燃料電池フォークリフトのうち、小型特殊自動車に該当するものについては、普通免許等を受けている方が運転することが可能であり、新たに小型特殊免許を取得する場合でも、適性試験及び学科試験のみで技能試験は課されていない。また、山口県では、毎月、周南市を管轄する警察署で小型特殊免許試験を実施している。
043070	慶應義塾大学先端生命科学研究所 ヒューマンメタボローム・テクノロジーズ株式会社 Spiber株式会社 鶴岡市 山形県	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)
053010	江戸川区	地域活動と一体となった都市空間創出(国家戦略道路道路占用事業)	道路法第32条(道路占用許可)、道路交通法第77条(道路使用許可)	道路占用、道路使用を柔軟に許可	道路においてワゴンやオープンカフェ等による営業を行う行為に対する道路使用許可の可否を判断するに当たっては、当該行為が収益を伴うものであること又は継続的かつ反復的に行われるものであることの一事をもって直ちに否定的な判断を下すことなく、道路交通法第77条第2項に基づき、当該行為による交通への影響の度合い、当該行為の公益性の程度、地域住民、道路利用者等の合意形成の状況等を総合的に勘案した上で、個別具体的に判断することとしており、事前相談への適切な対応、合意形成の円滑化への協力、道路占用許可の一括受付制度の運用等、既に道路使用許可に係る申請手続の簡素化及び弾力化を図っている。	-	-	-

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
062040	①広島県(総務局経営企画チーム) ②株式会社エネルギー・コミュニケーションズ	広島ドローン実証事業特区	道路交通法第77条	使用許可基準の見直しや申請手続きの簡素化が必要である。	道路における危険を生じさせ、交通の円滑を阻害するおそれがある工事・作業をする場合や道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような撮影等を行うおとする場合は、ドローンを利用するか否かにかかわらず、道路使用許可を要するが、これらに当たらない形態で、単にドローンを利用して道路上空から撮影を行うおとする場合は、現行制度上、道路使用許可を要しない。	-	-	-
072150	徳島県	日本版CCRC・徳島モデル(vs東京型・CCRC)の推進による「ふるさと・徳島回帰」の実現	電波法第4条、第10条、第38条の6、第38条の33、第39条、第39条の13、電波法施行令第3条、電波法施行規則第6条、第33条、航空法第99条の2、同法施行規則第209条の4、道路交通法第77条、民法第207条	特区内のUAV使用については、事前に使用者と使用機材を申請・登録し、必要な整備(検査)を行っていることを前提に許可する。 i) 電波法: 特区で指定した機材については、免許を必要とせずに使用が可能。 ii) 航空法: 包括的な事前協議により、都度の国土交通省への通報は不要。 iii) 道路交通法: 包括的な事前計画で、警察への届出により使用が可能(許可不要)。 iv) 民法: 建築物がない私有地(畑等)上空については使用が可能(高度基準の策定要)。 ※実証実験にあたっては中山間地などを対象地域として(住宅密集地を避け、公道も横切る程度とする)、事前に安全なルートを設定した上で、パシュート(高度50m以上の場合)設置などの安全措置も講じながら実施するものとする。	道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような撮影等を行うおとする場合は、UAVを利用するか否かにかかわらず、道路使用許可を要するが、これに当たらない形態で、単にUAVを利用して道路上空から撮影を行うおとする場合は、現行制度上、道路使用許可を要しない。	-	-	-
078010	株式会社 玉越	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	-	-	-
079060	1. 人吉市【提案代表者】 2. 一般社団法人九州G空間情報実践協議会 3. 九州大学 4. 鹿児島大学	地方創生2.0に向けた近未来技術実証特区 @人吉	道路交通法(第76条第2項)・・・禁止行為(第77条1項)・・・道路の使用の許可	特区内の公道上で、例えば高さ10m以上のドローン飛行については、道路使用許可手続きを不要とする。	道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような撮影等を行うおとする場合は、ドローンを利用するか否かにかかわらず、道路使用許可を要するが、これに当たらない形態で、単にドローンを飛行させようとする場合は、現行制度上、道路使用許可を要しない。	-	-	-
079080	1. 人吉市【提案代表者】 2. 一般社団法人九州G空間情報実践協議会 3. 九州大学 4. 鹿児島大学	地方創生2.0に向けた近未来技術実証特区 @人吉	建築基準法(第2条第1項)及び消防法(第2条第2項)・・・適用関係や基準の明確化	公共施設屋上や信号機上にドローン飛行に伴う基地局を設置する際のその基地局に関する基準を明確に定める。 (例えば、公共施設屋上に基地局を設置するにあたっては、その基地局部分は建築基準法に基づき建築物に位置付けない(消防法に定める防火対策物として規定しない)ことで、特区内の基地局設置を柔軟に行う。)	御提案の「ドローンのバッテリー不足に伴う充電や緊急着陸への対応」のための「基地局」として具体的にどのようなものを想定しているのかわからないが、道路交通法第76条第2項の規定により、信号機の効用を妨げるような工作物又は物件を設置することは禁止されている。 また、信号機は、その上に「基地局」を設置することを想定して設計されているものではないため、耐荷重等の観点から、信号機の維持管理に支障を生じさせるおそれのある「基地局」を信号機の上に設置することは困難である。	-	-	-

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
079140	1. 人吉市【提案代表者】 2. 一般社団法人九州G空間情報実践協議会 3. 九州大学 4. 鹿児島大学	地方創生2.0に向けた近未来技術実証特区 @人吉	道路交通法(第70条) 道路運送車両法(第40条～第46条) 労働安全衛生規則(第150条の4)	森林作業ロボット(Stina)の開発後の運用にあたっては、森林作業の中でも特に、下刈り機能や枝打ち機能についての作業省力化と低コスト化により、林業の推進に貢献が見込まれることから、森林作業ロボットによる下刈り、枝打ち機能における安全基準を新たに設ける。 また、森林作業を行う際に、林道を横断する際の安全基準についても新たに設ける。	御指摘の林道が一般交通の用に供されていないのであれば、道路交通法は適用されない。また、一般交通の用に供されている場合でも、御提案のような車道に当たらないと認められる四足歩行の森林作業ロボット(Stina)については、道路交通法第70条の適用はないと考えられる。 なお、ロボットの公道実証実験は「ロボット公道実験円滑化事業」(構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定)別表1の番号103)の全国展開により、道路使用許可の対象行為とされており、御提案の森林作業ロボット(Stina)についても、道路使用許可を受けた上で、公道での実証実験を行うことは可能であり、許可した警察署長は、他の車両又は歩行者との衝突事故を防止する必要性が認められる場合は、通行規制の可否についても検討することとなる。	-	-	-
094011	一般社団法人新経済連盟	Japan Ahead	道路交通法第70条	自動走行に関する特区での公道実証実験については、一定の条件を付けた上で、道路交通法第70条に規定されている車両等の運転者に義務付けられている安全操作履行義務等の適用をしないこととする。	道路交通法第70条について、我が国が批准する道路交通に関する条約(昭和39年条約第17号。いわゆるジュネーブ条約)は、運転者の存在と車両の適正な操縦・運転に係る義務について規定しており、国内法においてこれと異なる規定を置くことは困難である。 また、道路交通法は、技術面における一定の安全性を認められた車両等を前提として、その通行方法等を定めるものであるところ、運転者が操縦しない場合の技術的な基準も同時に検討することなくして、運転者の操縦に関する義務を緩和することは困難である。 なお、運転者が乗車し、緊急時の危険回避を行うことができる態様であれば、道路交通法上、自動走行システムの実験を禁止する規定はなく、公道実証実験は可能である。	-	-	-
094080	一般社団法人新経済連盟	Japan Ahead	道路交通法第七十六条、七十七条	催車開催のための道路使用許可については、歩行者天国を行なっている場合は原則許可するなど、開催を容易化する方向で規制の緩和を行なう。広告表示についても、広告の形状、色、大きさ等に関する規制を大幅に緩和する。	道路使用許可の基準については、道路交通法第77条第2項の規定により、道路使用許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が、現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき、許可に付された条件に従って行われることにより交通の妨害となるおそれがないと認められるとき又は現に交通の妨害となるおそれがあるが公益上差し支えないと認められる場合とあると認められるときは、所轄警察署長は、許可をしなければならぬこととされている。 また、地域活性化等に資するという社会的意義があり、地域住民、道路利用者等の合意に基づいて行われるイベント等については道路使用許可手続が円滑に行われるよう配慮した弾力的な運用を図っている。 なお、道路交通法第76条第2項の規定により、信号機又は道路標識等の効用を妨げるような工作物又は物件を設置することは禁止されているが、同項に違反しない広告の設置については、道路交通法上、その形状、色、大きさ等に関する規制は設けられていない。御要望にある「広告の形状、色、大きさ等に関する規制」は、屋外広告物法及びそれに基づく屋外広告物条例によってされているものとするが、当局所管の法律ではないため、御要望に関するお答えはできない。	-	-	-
095020	合同会社ツクル	大型旅客船～小型船舶(海上タクシー)を活用した、羽田エリアと海岸エリアを結ぶプロジェクト	刑法第185条、第186条 風俗営業適正化法第23条	刑法や風俗営業適正化法を改正して、日本領海上でのカジノ等の賭博行為を可能とする。	賭博は偶然的な事情をたのんで財物の得喪を争うものであり、刑法において禁止されている。 他方で、ばちんこ営業等設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業については、その態様によっては客の射幸心を著しくそそり、また、賭博罪に当たる行為に該当するおそれがあることから、風俗適正化法(昭和23年法律第122号)第29条第1項において、現金等を資金として提供することを禁止している。これらの規定の趣旨に鑑みて、風俗適正化法を改正して現金提供可能な遊技を認めることや、地域を限って例外措置を設けることは、善良の風俗や清浄な風俗環境を害することとなり、困難である。	-	-	-
096020	合同会社ツクル	世界最高水準の開発・製造・販売サイクルを確立する実証実験フィールド&マーケット隣接プロジェクト	道路交通法 ※第70条	エリアを限定して、システムによる安全操作履行義務、安全状態確認義務を認める(事故発生時の義務違反の要因が、運転者なのかシステムなのか判断できる仕組みを取り入れることが前提)	道路交通法第70条について、我が国が批准する道路交通に関する条約(昭和39年条約第17号。いわゆるジュネーブ条約)は、運転者の存在と車両の適正な操縦・運転に係る義務について規定しており、国内法においてこれと異なる規定を置くことは困難である。 また、道路交通法は、技術面における一定の安全性を認められた車両等を前提として、その通行方法等を定めるものであるところ、運転者が操縦しない場合の技術的な基準も同時に検討することなくして、運転者の操縦に関する義務を緩和することは困難である。 なお、運転者が乗車し、緊急時の危険回避を行うことができる態様であれば、道路交通法上、自動走行システムの実験を禁止する規定はなく、公道実証実験は可能である。	-	-	-

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
098100	北九州市	北九州市スマートシティ創造特区 〇“知”の創造拠点 ・公道での自動走行の技術実証を行うための規制緩和	道路交通法 第70条 安全運転義務 道路交通法 第77条 道路使用許可 道路運送車両の保安基準第11条の告示で定める基準	・必要な安全措置を講じたうえで、運転者の権限と運転者がハンドルに手をかけた状態での実証条件の緩和や隊列自動運転や駐車場からの出入り等、無人による実証の認定。 ・自動運転車、搭乗型ロボットの試験を可能とする「道路使用許可」の取扱い基準の適宜見直し。 ・必要な安全措置を講じたうえで、道路運送車両法の保安基準の緩和。 ・搭乗型ロボットについて原動機の定格出力に「小型特殊自動車」または「原動機付き自動車」に分類しロボットが道路運送車両法上の保安基準を満たせるよう基準を緩和	(自動運転について) 道路運送車両法第70条について、我が国が批准する道路運送に関する条約(昭和39年条約第17号、いわゆるジュネーブ条約)は、運転者の存在と車両の適正な操縦・運転に係る義務が規定されており、国内法においてこれと異なる規定を置くことは困難である。 また、道路運送車両法は、技術面における一定の安全性を認められた車両等を前提として、その通行方法を定めるものであるところ、運転者が操縦しない場合の技術的な基準も同時に検討することなくして、運転者の操縦に関する義務を緩和することは困難である。 なお、運転者が乗車し、緊急時の危険回避を行うことができる態様であれば、道路運送車両法上、自動走行システムの試験を禁止する規定はなく、道路使用許可を得ずとも、公道実証試験は可能である。 (搭乗型移動支援ロボットについて) 搭乗型移動支援ロボットの公道実証試験に係る道路使用許可の取扱いに関する基準について、本年7月、構造改革特別区域における規制の特例措置の全国展開に合わせて、通達(「搭乗型移動支援ロボットの公道実証試験」に係る取扱いについて)(平成27年7月2日付け警察庁丁交発第104号、丁規発第38号)を既に発出している。	-	-	-
128010	福島県	福島県浜通りロボット実証区域実現プロジェクト	道路交通法第77条第1項(道路の使用の許可)	特区内の特定の道路、地域においてインフラ点検ロボットや無人航空機滑走路等実証実験等を実施する際、道路使用許可の申請を円滑にするために、包括的(例えば通年)な道路使用許可とし、道路使用の都度、届出で済むよう手続きの変更を希望する。	道路使用許可は、道路の本来の用途に即さない道路の特別の使用行為を無制限に行わせることは、道路交通の安全と円滑を図る上に少なからぬ障害を生ずることとなるため一般にはこれを禁止し、所轄警察署長が特に支障がないと認める場合はその一般的な禁止を解除して適法にその行為を行わせるという制度である。 個別の道路使用許可の可否の判断は、所轄警察署長が、道路交通法第77条第2項に基づき、当該行為による交通への影響の度合い、当該行為の公益性の程度、地域住民、道路利用者等の合意形成の状況等を総合的に勘案した上で、個別具体的にを行う必要があることから、これを届出制度とすることはできない。 一方、道路使用許可の許可期間について法令上明文の規定はなく、個別の申請に対する許可の期間は、当該申請を受けた所轄警察署長が、当該行為が行われる場所に係る道路交通の状況、当該行為の目的や態様等、様々な運転者・使用者を総合的に考慮して決定しているところ、とりわけ公益性の高い事業に対しては、許可期間を含め、その目的が達成できるよう配慮した弾力的な運用を図っている。	-	-	-
138010	豊島区	グリーン大通りオープンカフェ	道路交通法第77条第2項(道路の使用の許可)	道路上でキッチンカー、または物販車による営業行為については、法で明確に禁止されているわけではない。一律に制限禁止とするのではなく、エリアマネジメント団体が実施するオープンカフェ等は事前協議を要しない等柔軟な運用を求める。	道路においてキッチンカーや物販車による営業を行う行為に対する道路使用許可の可否を判断するに当たっては、当該行為が収益を伴うものであること又は継続的かつ反復的に行われるものであることの一事をもって直ちに否定的な判断を下すことなく、道路交通法第77条第2項に基づき、当該行為による交通への影響の度合い、当該行為の公益性の程度、地域住民、道路利用者等の合意形成の状況等を総合的に勘案した上で、個別具体的に判断することとしており、事前相談への適切な対応、合意形成の円滑化への協力、道路占用許可との一括受付制度の運用等、既に道路使用許可に係る申請手続の簡素化及び弾力化を図っている。 なお、道路使用許可手続が円滑に行われるために、事前相談に対して、適切な助言、情報提供等を行うこととしているところである。	-	-	-
143010	株式会社バドシーディング	三角表示板の設置義務は危険な作業!	道路交通法 第九条の十七 令第二十七条の六第一号の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 一 板状の停止表示器材(次条において「停止表示板」という。)にあつては、次に該当するものであること。 イ 別記様式第五の五に定める様式の中空の正立正三角形の反射部若しくは蛍光反射部を有するもの又は別記様式第五の六に定める様式の中空の正立正三角形の反射部を有するものであること。[3] ロ 夜間、二百メートルの距離から前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から容易に確認できるものであること。 ハ 反射光の色は、赤色であること。 ニ 路面上に垂直に設置できるものであること。 三 灯火式の停止表示器材(次条において「停止表示灯」という。)にあつては、次に該当するものであること[4]。	電波ハザードランプの義務化、標準装備であれば、悪天候でも車内で待機できることである。トンネル内や、高層橋であった場合、避難するのは、電波ハザードランプを選択肢に加えて頂きたい。(弊社、ホームページ内CG動画参照願います)	停止表示器材は、故障その他の理由により、高速自動車国道等の本線車両等に停止せざるを得ない場合に、交通の安全・円滑を確保するために表示が義務付けられているものである。御提案の「電波ハザードランプ」を停止表示器材として定めるためには、全ての車両が同様の表示を装備していることが必要となること、自動車運転者・使用者等の負担等も考慮することとしており、現時点でこれを一律に義務化することは困難に考える。 なお、特区であるか否かにかかわらず、現在定められている停止表示器材と併せて御提案の装置を使用することについては、道路交通に支障を生ずるものでなく、電波法等の各種法令に適合するものである限り、差し支えないものと考えます。	右提案者からの意見を踏まえ、回答させていただきます。	当該提案は、クラクション、ウインカー、三角表示板同様、すべての車両に標準装備として設置することで効力を発揮致します。 提案を申し上げましたが、一企業が実行できる企画ではありません。国の機関、自動車メーカー、専門業者での協議が必要だと思いますので、その機会を設けて頂きたい存じます。 当該提案に関しましてはならない条件が2件ございます。①インターネットなどによる事故車両地点検索、自動操縦との連携、②特許の侵害であります。 ①は、第3号のことによる危険性であり、ハッキングにより車両の温度に干渉しません。 ②は、似ているというだけで、破壊になったオリンピックのエンブレムのこの翼になるからです。当該提案は、①、②とも徹底研究の末なされたものであります。	特区であるか否かにかかわらず、現在定められている停止表示器材と併せて御提案の装置を使用することについては、道路交通に支障を生ずるものではなく、電波法等の各種法令に適合するものである限り、差し支えないことについては、以前行った検討要請に対する回答のとおりである。 なお、今回いただいた再検討要請について、事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等は存在せず、本特区制度における検討対象ではないものと考えます。

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
156010	個人(スポーツ特区推進研究会)	射撃に関する「スポーツ特区」	銃砲刀剣所持等取締法第3条、第4条、第5条、第5条の2、第9条の13等	<p>空気銃に係る年少射撃資格認定制度の要件の緩和(年齢の引き下げ等)、空気銃以外の銃についての年少射撃資格認定制度の導入、当該地域における射撃競技実施の条件の緩和(認定、推薦、保管等)。</p> <p>年少射撃資格認定制度の要件の緩和(年齢の引き下げ等)、空気銃以外の銃についての年少射撃資格認定制度の導入、当該地域における射撃競技実施の条件の緩和(認定、推薦、保管等)。</p> <p>また、装薬銃については、空気銃に比べて弾丸の発射威力が強い分、射撃の際の反動も強く、射撃競技の内容についても、静止構造的射撃する競技だけでなく、散弾銃によるクレー射撃のように飛行構造的射撃する競技もあることから、より一層の安全確保が必要となる。また、火薬射撃を取り扱うため、暴発による危険性も高いことに加え、年少射撃資格認定制度を導入することは困難であり、特区として認められない。</p>	<p>各府省庁からの検討要請に対する回答</p> <p>空気銃に係る年少射撃資格認定制度は、国民体育大会等の選手又はその候補者として推薦された10歳以上18歳未満の者について都道府県公安委員会が行う講習を受講させるなどした者に対し年少射撃資格認定を行い、射撃指導者の監督の下に当該射撃指導者が所持許可を受けた空気銃の射撃をすることができることとする制度である。この制度について更なる年齢の引下げを行うことについては、低年齢の者は、銃刀法上の年少射撃資格者に対する義務を理解し、又は年少射撃監督者の監督に従った行動をとることができないおそれがあるため、危害予防上問題がある。また、銃砲の所持許可の対象となる競技大会については、危害予防の観点から、一定以上の規模や国際性を有する運動競技会等に限られているところであり、これをさらに広げ、競技団体主催の大会等の候補者として推薦された者も含まれることとすれば、許可の対象が無限定に広がることとなり、危害予防上問題がある。</p> <p>また、装薬銃については、空気銃に比べて弾丸の発射威力が強い分、射撃の際の反動も強く、射撃競技の内容についても、静止構造的射撃する競技だけでなく、散弾銃によるクレー射撃のように飛行構造的射撃する競技もあることから、より一層の安全確保が必要となる。また、火薬射撃を取り扱うため、暴発による危険性も高いことに加え、年少射撃資格認定制度を導入することは困難であり、特区として認められない。</p>	<p>右提案者からの意見を踏まえ、回答された。</p>	<p>銃刀法は、危害予防上の観点から、原則として18歳以上の者でなければ、空気銃の所持許可を受けることができないこととしている。しかし、オリンピック競技大会等の指令で定める運動競技会における空気銃射撃競技については、年少者の参加の途を開くため、その選手又は候補者として推薦された者等で一定の資格の認定を受けた10歳以上19歳未満の年少者が、指定射撃場で射撃指導員の監督を受けて、当該射撃指導員が許可を受けて所持する空気銃を使用することができる年少射撃資格認定制度を例外として設けている。</p> <p>従来、この年少射撃資格認定制度の対象となる年少者の下限は14歳としていたが、銃砲刀剣所持等取締法の一部を改正する法律(平成26年法律第131号)により現行の10歳以上に改められた。これは、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて、より年少者に参加の途を開く必要があるとの強い要望を踏まえ、小学校の高学年となる10歳以上の年少者であれば、銃刀法上の年少射撃資格者に対する義務を理解し、射撃指導員の監督に従った行動をとることが期待できると考えられることから、下限年齢を引き下げることとしたものであるが、同法の国会審議においては、「年少射撃資格者の制度の運用に際しては、危害の発生を予防する観点から、射撃指導員の育成、射撃指導員に対する監督等の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること等」と参議院内閣委員会等で附帯決議がなされるなど、慎重な運用が期待されているところである。</p> <p>また18歳未満の年少者は、一般に心身が未熟で、成人に比べて危険物を適切に保管管理し、取り扱う能力が劣っており、危害予防の観点からは、銃砲の所持を例外的に許可するに当たっても、その範囲は限定されたものとする必要がある。一般的に年少の空気銃射撃競技者の育成については、上記の年少射撃資格認定制度の運用により対応が可能であると考えられるところ。銃砲の所持許可の対象とされているオリンピック等の競技大会については、年少者自身に所持許可を与えさせない限り、指導員の都合が付く場合に加え競技会に参加することができない等の不都合が生じると考えられることから、これらの競技大会に限って、年少者の空気銃の所持を認めることとしているものであり、現時点でこれらの競技大会以外にまで対象を広げる必要性は認められない。</p> <p>さらに、装薬銃については、射撃の際の反動だけでなく、競技用空気銃に比べ、殺傷能力が著しく高いため、一度事故が発生すれば、重大な結果をもたらすこととなる。実際に、平成16年以降、競技用空気銃に係る人身事故は把握がないが、装薬銃については、51歳の者が射撃場で暴発事故を起こし死亡した例もあり、仮に装薬銃に係る年少射撃資格認定制度を導入したとしても、年少射撃資格者の下限年齢を高めに設定すれば事故が防止できるといものではない。</p> <p>以上のことから、年少射撃資格認定制度の要件等が緩和される特区を設けることはできない。</p>	<p>各府省庁からの再検討要請に対する回答</p> <p>銃刀法は、危害予防上の観点から、原則として18歳以上の者でなければ、空気銃の所持許可を受けることができないこととしている。しかし、オリンピック競技大会等の指令で定める運動競技会における空気銃射撃競技については、年少者の参加の途を開くため、その選手又は候補者として推薦された者等で一定の資格の認定を受けた10歳以上19歳未満の年少者が、指定射撃場で射撃指導員の監督を受けて、当該射撃指導員が許可を受けて所持する空気銃を使用することができる年少射撃資格認定制度を例外として設けている。</p> <p>従来、この年少射撃資格認定制度の対象となる年少者の下限は14歳としていたが、銃砲刀剣所持等取締法の一部を改正する法律(平成26年法律第131号)により現行の10歳以上に改められた。これは、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて、より年少者に参加の途を開く必要があるとの強い要望を踏まえ、小学校の高学年となる10歳以上の年少者であれば、銃刀法上の年少射撃資格者に対する義務を理解し、射撃指導員の監督に従った行動をとることが期待できると考えられることから、下限年齢を引き下げることとしたものであるが、同法の国会審議においては、「年少射撃資格者の制度の運用に際しては、危害の発生を予防する観点から、射撃指導員の育成、射撃指導員に対する監督等の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること等」と参議院内閣委員会等で附帯決議がなされるなど、慎重な運用が期待されているところである。</p> <p>また18歳未満の年少者は、一般に心身が未熟で、成人に比べて危険物を適切に保管管理し、取り扱う能力が劣っており、危害予防の観点からは、銃砲の所持を例外的に許可するに当たっても、その範囲は限定されたものとする必要がある。一般的に年少の空気銃射撃競技者の育成については、上記の年少射撃資格認定制度の運用により対応が可能であると考えられるところ。銃砲の所持許可の対象とされているオリンピック等の競技大会については、年少者自身に所持許可を与えさせない限り、指導員の都合が付く場合に加え競技会に参加することができない等の不都合が生じると考えられることから、これらの競技大会に限って、年少者の空気銃の所持を認めることとしているものであり、現時点でこれらの競技大会以外にまで対象を広げる必要性は認められない。</p> <p>さらに、装薬銃については、射撃の際の反動だけでなく、競技用空気銃に比べ、殺傷能力が著しく高いため、一度事故が発生すれば、重大な結果をもたらすこととなる。実際に、平成16年以降、競技用空気銃に係る人身事故は把握がないが、装薬銃については、51歳の者が射撃場で暴発事故を起こし死亡した例もあり、仮に装薬銃に係る年少射撃資格認定制度を導入したとしても、年少射撃資格者の下限年齢を高めに設定すれば事故が防止できるといものではない。</p> <p>以上のことから、年少射撃資格認定制度の要件等が緩和される特区を設けることはできない。</p>
157040	個人(スポーツ特区推進研究会)	スポーツの場所を充実させる「スポーツ特区」	道路交通法第77条第1項	<p>地方公共団体の開きや曜日、コース内の開門設置、ロープ設置、事前広報等の要件の緩和、大会でなくとも、歩行者天国を参考に、日常的に道路を一般市民に開放する。</p>	<p>道路使用許可は、道路の本来の用途に即さない道路の特別の使用行為を無制限に行わせることは、道路交通の安全と円滑を図る上から妨害を生ずることとなるため一般にはこれを禁止し、所轄警察署長が特に支障がないと認める場合はその一般的な禁止を解除して適法にその行為を行わせるという制度である。</p> <p>道路使用許可の基準については、道路交通法第77条第2項の規定により、道路使用許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が、現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき、許可に付された条件に従って行われることにより交通の妨害となるおそれがなくなると認められるとき又は現に交通の妨害となるおそれがあるが公益上若しくは社会の慣習上や心を傷めないものであると認められるときは、所轄警察署長は、許可をしなければならないこととされている。</p> <p>マラソン等の路上競技は、使用する道路が長距離にわたり、また、交通規制が長時間に及ぶなど交通に及ぼす影響が大きいため、御指撥の通達により、交通の妨害となるおそれを上回る公益性があるかを判断する上で留意点を示している。</p> <p>これらの留意点を踏まえ、地方公共団体が関与して地域住民、道路利用者等の合意形成が図られ、交通の妨害の程度を低減させるための諸対策が講じられた公益目的を有する路上競技については、道路使用許可手続が円滑に行われるよう配慮した弾力的な運用を図っているが、道路を場所的移動を目的として使用するかどうかの本来の用途に即して用いた道路利用者のニーズについて考慮されることがなく、低減できるはずの交通の妨害の程度があて低減されないような形態による道路の特別の使用行為を認めることは困難である。</p>	<p>右提案者からの意見を踏まえ、回答された。</p>	<p>警察庁の回答によれば、許可の対象は公益目的を有する路上競技で、地方公共団体が開催に關する大会等を想定していると思われる。</p> <p>しかし、その場合は、その大会に出場する一部競技者しか使用することができない。スポーツを核として地方を活性化するという視点に立てば、市民が日常的にスポーツを楽しむ環境を整える方向で考えるべきである。道路は、市民にとって最も身近な場所であり、スポーツにも適している。</p> <p>その際には、あらかじめ条例で許可の基準と運用について定め、地方の実情を考慮して審査すること、自動車利用等との調整を図ることが可能と考える。</p>	<p>「市民が日常的にスポーツを楽しんだり練習できる環境がいかなるものを意味するのかわかりませんが、マラソンや自転車ロードレースといった路上競技は、使用する道路が長距離にわたり、また、交通に及ぼす影響が大きいため、道路を場所的移動を目的として使用するという本来の用途に即して用いた道路利用者のニーズについて考慮されることがなく、低減できるはずの交通の妨害の程度があて低減されないような形態による道路の特別の使用行為を認めることは困難であると考えている。地方、地域活性化に資するという社会的な意義があり、地域住民、道路利用者等の合意に基づいて行われるものについては、道路使用許可が円滑に行われるよう配慮した弾力的な運用が図られており、地方の実情等を踏まえた対応をしているものと承知している。</p>
160020	リア中央幹線整備を地域振興に活かす伊那谷自治体会議	「リアパラー構想」具体化に向けた地方創生特区活用プラン	道路交通法第70条	<p>自動走行における運転手の操作義務を緩和する。</p>	<p>道路交通法第70条について我が国が批准する道路交通に関する条約(昭和39年条約第17号、いわゆるジュネーブ条約)は、運転者の存在と車両の適正な操縦・運転に係る義務について規定しており、国内法においてこれと異なる規定を置くことは困難である。</p> <p>また、道路交通法は、技術面における一定の安全性を認められた車両等を前提として、その運行方法を定めるものであることから、運転者が操縦しない場合の技術的な基準も同時に検討することなくして、運転者の操縦に関する義務を緩和することは困難である。</p> <p>なお、運転者が乗車し、緊急時の危険回避を行うことができる態様であれば、道路交通法上、自動走行システムの実験を禁止する規定はなく、公道実証実験は可能である。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
160050	リニア中央新幹線整備を地域振興に活かす伊那谷自治体会議	「リニアバレー構想」具体化に向けた地方創生特区活用プラン	銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第1号	ライフルの所持許可を受ける場合は、散弾銃(猟銃)を継続して10年以上所持しなければならないが、これを5年に緩和する。	ライフル銃は命中精度及び殺傷効果が散弾銃や空気銃に比して著しくすぐれており、これが凶器として犯罪に使用された場合における破壊力及び威圧力は極めて強大であることから、その所持をライフル銃を真に必要とし、かつ、所持を認めても危険性の少ない者に限定することとしている。 継続して10年以上猟銃の所持許可を受けている者については、その間における射撃経験に基づく技術の向上が推定される上に、10年以上の間取消し処分を受けていない点で安全性が十分に期待できることから、ライフル銃の所持を許可しているものであり、特区による猟銃の所持許可要件の緩和は危害等の観点から認められない。 なお、現在も、有害鳥獣による被害を防止するため、ライフル銃による獣種の捕獲を必要とする方については、銃刀法の規定に基づき、散弾銃を10年以上所持していなくてもライフル銃の所持許可を認めている。	-	-	-
164010	一般社団法人パブリック・プレイス・パートナーズ	道路空間の自由化(道路使用許可の特例)	道路交通法第七十六条2項 道路交通法第七十七条	「特例道路使用許可事業」による「道路使用許可区域」の設定と、道路使用許可の特例(歩行者安全帯以外の区域を道路使用許可しやすい基準の明確化)	道路使用許可の基準については、道路交通法第77条第2項の規定により、道路使用許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が、現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき、許可に付された条件に従って行われることにより交通の妨害となるおそれがないと認められるとき又は現に交通の妨害となるおそれがあるが公益上若しくは社会の慣習上やむを得ないものであると認められるときは、所轄警察署長は、許可をしなければならないこととされている。 道路使用許可の可否を判断するに当たっては、道路を使用する行為が収益を伴うものであること、継続的かつ反復的に行われるものであることなどの一事をもって直ちに否定的な判断を下すことはなく、道路交通法第77条第2項に基づき、当該行為による交通への影響の度合い、当該行為の公益性の程度、地域住民、道路利用者等の合意形成の状況等を総合的に勘案しているところ、とりわけ、国家戦略特別区域における特定事業を含め、地域活性化に資する道路使用については、公益性があると認められ、申請があれば、その社会的な意義を踏まえ、道路使用許可手続が円滑に行われるよう配慮した弾力的な運用を図っていることから、道路使用許可の特例を設ける必要はないものと考えている。	-	-	-
165010	一般社団法人パブリック・プレイス・パートナーズ	道路空間の自由化(道路空間の公園化)	道路交通法第七十七条	「道路使用許可の特例」による「道路使用許可区域」の設定	道路使用許可の基準については、道路交通法第77条第2項の規定により、道路使用許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が、現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき、許可に付された条件に従って行われることにより交通の妨害となるおそれがないと認められるとき又は現に交通の妨害となるおそれがあるが公益上若しくは社会の慣習上やむを得ないものであると認められるときは、所轄警察署長は、許可をしなければならないこととされている。 また、道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路(道路法第2条第1項に規定する道路、道路運送法第2条第8項に規定する自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所)に該当しない場所における行為については、道路使用許可を要しないことから、道路使用許可の特例を設ける必要はないものと考えている。なお、御提案中の「道路を廃止し、公園化する」ことについては、道路の供用廃止等に関して、道路法の観点からの検討が必要と考える。	-	-	-
173010	森ビル株式会社	エリアマネジメントに係る道路交通法の特例(国家戦略道路占用事業とあわせての道路の使用の許可)	道路交通法第77条	国家戦略特別区域法に、「道路交通法第77条第1項の許可の申請があった場合において、当該申請に関する行為が国家戦略道路占用事業に係る施設等のための道路の使用に該当するときは、所轄警察署長は、許可をしなければならない。」とする特例を設ける。	道路使用許可の基準については、道路交通法第77条第2項の規定により、道路使用許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が、現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき、許可に付された条件に従って行われることにより交通の妨害となるおそれがないと認められるとき又は現に交通の妨害となるおそれがあるが公益上若しくは社会の慣習上やむを得ないものであると認められるときは、所轄警察署長は、許可をしなければならないこととされている。 道路使用許可の可否を判断するに当たっては、道路を使用する行為が収益を伴うものであること、継続的かつ反復的に行われるものであることなどの一事をもって直ちに否定的な判断を下すことはなく、道路交通法第77条第2項に基づき、当該行為による交通への影響の度合い、当該行為の公益性の程度、地域住民、道路利用者等の合意形成の状況等を総合的に勘案しているところ、とりわけ、国家戦略特別区域における特定事業も含め、地域活性化に資する道路使用については、公益性があると認められ、申請があれば、その社会的な意義を踏まえ、道路使用許可手続が円滑に行われるよう配慮した弾力的な運用を図っていることから、道路使用許可の特例を設ける必要はないものと考えている。	右提案者からの意見を踏まえ、回答されている。	・イベント等に伴う道路使用許可について、通運等により弾力的な運用を頂いていることについては理解している。 ・地域活性化の観点だけでなく、国家戦略特区の目的の推進に資する観点でも道路使用を可能とするよう、制度拡充を再提案する。 ・国家戦略特別区域法に「区域計画」に定める事業については道路交通法77条2項の規定にかかわらず同条1項の許可があったものとみなすとする特例を新設する。当該区域計画を定める区域会議の構成員に都道府県公安委員会を加える。 ・道路交通法の特例と道路法の特例を同時に措置する事業を区域計画に定めようとする場合には、道路法の特例における公安委員会の事前同意手続きを不要とする。	警察においては、社会的な意義があり、地域住民、道路利用者等の合意に基づいて行われるイベント等については、道路使用許可が円滑に行われるよう配慮した弾力的な運用を図っているところであるが、その目的は地域活性化に限ったものではないこと、とりわけ、国家戦略特別区域における特定事業については、公益性があると認められ、申請があれば、その社会的な意義を踏まえ、道路使用許可が円滑に行われるよう配慮した弾力的な運用を図っていることから、道路使用許可の特例を設ける必要はないものと考えている。